

核時代における医師の社会的責務を考える

—戦争放棄、人体実験の反省、医療倫理、拒否する義務—



- 城北病院名誉院長
- 全日本民医連名誉会長
- 社会福祉法人やすらぎ福祉会理事長
- 「15年戦争と日本の医学医療研究会」幹事長

助 昭三

あざみ しょうぞう

1927年石川県生まれ。52年金沢大学医学部卒業。53年石川勤労者医療協会勤務。研究分野：内科、公衆衛生、医事法制、医史学

- ◆最近、政府や一部のジャーナリズムはナショナリズムを吹聴している。
- ◆それを許すのは日本が15年戦争の正確な反省をしてこなかったためであり、医療界でも同様のことがいえる。
- ◆そのことは日本での「医療倫理」の論議にも影響している。
- ◆「戦争」は最大の人権侵害であり、特に核の時代にはそれを阻止するために医師には特別な責務がある。

意識的に宣伝される「ナショナリズム」

最近、イラクで3人の若者が逮捕され、幸いにも釈放されて日本に帰ってきた。自分の意思でイラクに行き、復興に寄与しようとしたのである。ところが政府は国に迷惑をかけたと3人とその家族にバッシングを集中している。しかも残念ながら多くのジャーナリズムもこれにのり、「自己責任論」を展開する小泉政府に追従している。このような状況を見ると、「まず国家が大切」というナショナリズムの風潮が国民のなかに次第に浸透しつつあるのか？と思えてくる。私が子どものころに習い性とされ、それがあたりまえになっていた「お国のため」という合言葉の時代が思い出される。

なくすされている憲法の基本理念

私が青少年時代を過ごした時代は「明治憲法」が支配しており、「お国のため」はそれが生み出した理念であった。しかし戦争後、アメリカの対日占領政策は明治憲法の柱であった天皇制ファシズムと日本軍国主義の解体であった(朝鮮戦争を契機に転換したが)。その意図でアメリカと当時の日本の支配層が作り上げたのが、「前文」と「第9条」を中心とした現憲法である。

「……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……」—これはいうまでもなく現憲法の前文である。戦争の放棄と主権在民を宣言した主文であり、「まず国家が

大切」ではなく、「国民一人一人が大切」と宣言しているのである。

「こんどの憲法では日本の国がけっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき、日本には陸軍も海軍も空軍もないのです。……しかしみなさんは、けっして心ほそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりもさきに行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。……もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。……なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょくじぶんの国をほろぼすはめになるからです。これを戦争の放棄というのです。……」。これは1947年8月に当時の文部省が「あたらしい憲法のはなし」として公表した（中学生用の教科書）ものの一節である。非常に明確に現憲法の基本的精神—戦力の放棄と戦争行為の破棄を述べている。現憲法の成立についてとやかく言われてはいるが、この説明をみても当時すべての国民は「あたらしい憲法のはなし」で合意していたのである。

しかし近年の自衛隊のPKO派遣から、米軍の後方支援、イラク復興支援という名目での派兵、そしてイラクへの主権移譲をスムーズにするための多国籍軍への加盟、—この数年間の日本の行動は「あたらしい憲法のはなし」とは全く逆行したものである。このような国の姿勢の変化の要因にはいろいろあろう

が、このような変化—憲法違反—を許してきた私たちにも責任があるのであろう。

「独逸医師会」と「新生日本医師会」 —「人体実験」への反省の違い

戦争放棄の憲法の理念を既成事実の横押しで実質的になくしを許してきた要因は国民自身にもあり、医師の立場から私は日本の「医療界」の問題も指摘せざるをえない。

「世界医師会」は第二次世界大戦後誕生している。かのナチスに加盟し、残虐な人体実験と殺害をした医師たちを裁いたニュールンベルグ裁判の経過を踏まえて、二度とこのようなことのないようにとの意思をこめて、アメリカ、イギリス、フランス等の医師が決意を示す意味から結成（1946年9月）したものである。

戦争中の「官制医師会」から「新生日本医師会」に衣替えをした日本医師会も1949年、第4回定期代議員会でこの「世界医師会」への加入を決議したが、GHQジョンソン大佐¹¹より「独逸と日本に対しては、戦時中の医師関係者の残虐行為が問題となって、簡単に入会できない……」とのべられ、入会には一定の決議が必要とされた。

このような世界医師会の見解を踏まえて独逸医師会は次のような決議¹²を行った。「独逸医師団、或は独逸医師が個人的及び団体的に第三独逸国会当時に沢山の惨酷及び不法行為への参加及び被実験者の許可なくして人体に対する残忍な実験の計画及びその実行を認めねばならなかったことを憤怒を以てせねばならなかったし又遺憾に思った。幾百万の人類の死の結果をもたらしたこれらの行為と実

験を実行せしめ、独逸医学は医学の道徳的伝統を犯し、医学の名誉の質的低下を来し、そして戦争及び政治的怨恨のために医学を売春的に使用したことを我々は認める。有罪犯人は罰せられた。或者は連合国裁判により他の者は独逸裁判により罰せられた……。独裁の制度がこれらの行為を看破することを不可能にし、そして自由なる意見の凡ゆる表明を抑制したことを我々は遺憾に思う……。この声明を世界医師会に提出するに当たり我々は将来独逸人医師がこの様に医学を裏切ることがを全力を以て防止することに努めることを医学及び全世界に対しておごそかに誓う。……」(1949年9月)と。

一方、日本医師会は、日本医師会代議員会で次の決議²⁾を行った。「日本の医師を代表する日本医師会は、此の機会に、戦時中に敵国人に対して加えられた暴行を非難し、又行われたと主張され、そして2、3の場合には実際行われたという患者の虐待行為を糾弾するものである」(1949年3月30日・日本医師会長高橋明)と。

このような両医師会の声明により、世界医師会への加入は許されたが、この両声明の内容の「差異」は極めて明瞭である。独逸医師会は自らの問題として真摯に反省しているが、日本医師会の場合は「……との噂があった」「残虐行為が2、3行われたらしい」と極めて無責任なものである。別の表現をすれば「七三一部隊」等について日本の医師会の反省が全くないとも言えるのである。このような日本の医師の「七三一部隊」や当時の戦場での「人体実験」についての認識に対して、現在でも何人かの海外の医学者から抗議の決議が世

界医師会に突きつけられている(アメリカ、カリフォルニア大学・皮膚科フランツ・ブラウ教授等)のが現状である。

このような世界医師会への加入の経緯を見ると、戦時中の「官制医師会」から「新生医師会」と脱皮したはずの日本医師会も実質的には自らの侵略戦争への加担を十分に反省してこなかったことを示している。それは終戦後多くの七三一部隊で人体実験をした医師たちが医学部の病理、細菌、生理学等の教授として就任し、その後それぞれの学会での君臨を許したことで明らかである。

今日の日本の「まず国家が大切」というナショナリズムの風潮に、いつの間にか引きずり込まれつつある遠因が、この日本の医学界の「侵略戦争」への加担の無反省にもあるであろう。

「人権」、「医療倫理」の確立と避けられない「七三一部隊」問題

七三一部隊などの戦時中の日本の医師たちの残虐行為について「一部の狂気の集団だったのか」「圧力に屈したのか」「時流に乗ったのか」「戦争を利用したのか」「みんなが知っていてどうして反対しなかったのか」—「その答えは未だに正確に得られていない」が、「戦争はこわいですね—」では済まされない問題と指摘されている(常石敬一、淵上輝夫)³⁾。

この一連の論議の中で土屋貴志⁴⁾は「日本軍が行った人体実験はなぜ「悪い」のか」と問いかけ、「日本の医療倫理学会は主に臓器移植、生殖移植、クローニング、遺伝子解析など、個々の先端医療のトピックを場当たり的に取り上げて論じてばかりいて……人体実験論に

ほとんど取組んでいない。……その原因は日本国政府と日本の医学界、そして日本の社会にとって「人体実験」が正面から向き合えない問題になってしまっていることにある。……」と。この指摘は非常に重要である。なぜならば医学、医療には必ず「人体実験」的な側面を伴うことがしばしば存在するからである。この「人体実験」に関して、基本的にはどのような条件が必要であるか？どのような場合に許されるのかを国民的立場で論議することが、今必要なのである。個々の場面での医療倫理を確立するためにこそ、かつての「七三一部隊」の人体実験の何が問題であったのか？からはじめることが重要であろう。しかし日本の医学界はそれを避けているのである。

核時代における医の倫理と医師、科学者の役割

核兵器の廃絶は21世紀の世界の最大の課題である。ジョン・サマヴィルは核兵器の投下を「生」の連続性としての「死」をも否定する行為として特徴づけている。核兵器はこれまでの兵器とは全く異なり、ゼノサイドの武器—バイオサイド・エコサイドであり、瞬間的、無差別的、根絶的、全面的、持続的な武器であり、人間の生と死をも否定する武器と指摘している。さらに彼は現存する兵器が人類を絶滅（オムニサイド）できるほどになっている一方で戦争が依然として社会的に公認された制度であり、しかも人びとは核兵器が使用されないであろうと自分自身に納得させていることが問題であると指摘している。さらに、すべての人が生存と存続の共通の利益を持たないわけにはいかない現在の状況を人びとは知ってはいるが、実際にはその行動

がそのようになっていないとも指摘している。従って核兵器の廃絶を願う私たちの責務として以下の点が大切なのであろう。

* 専門家は問題を市民に知らせる義務がある

人びとの価値観や行動様式は多分に「情報」に依存している。一方、医師や科学者は専門家として一般の人々の知らない知識や情報を持っている。未来を予測する能力も相対的に高いといってもよい。したがって核時代の問題点をいち早く市民に知らせる役割が医師、科学者の重要な責務であるといえよう。

* 社会的良心に従って拒否する義務

原爆完成の前年1944年にJ・ロートブラットとレオ・ジラードは科学者の社会的責任を感じてマンハッタン計画から離脱した。しかし当時は多くの科学者は「この恐るべき物を作り出した不幸な出来事は、これをどのように使うか？についての意見を持つ責任を我々に課してはいない」ということが「不幸なことにまだ科学界では常識になって」⁵⁾いたのである。しかしその後「ヒバクシャ」が生まれ、さらに無限の核兵器競争が進行していったことを考えると、このような立場での医師・科学者らの行動の責任を免罪することはできない。また、第二次世界大戦後、ナチスのユダヤ人へのホロコーストを裁いたニュールンベルグ法廷でも「政府または上司の命令にしがって行為した者は、道徳的選択が現実には可能であったときには、国際法の責任を免れない」（ニュールンベルグ原則—第四原則）と述べている。ここでは「上司の命令」といえども社会的な道徳的選択をしなければならな

いことを指摘しているのである。

*** 科学者・医師の社会的責任と「研究の自由」**

科学者や医師の社会的責任という場合、「研究の自由」との関係が問題となる。「言論の自由」という権利は他人の名誉を保持する権利に譲歩しなければならないのと同様に、「研究の自由」も人間の絶対的権利ではなく、社会的責任との関係で制約がある。

例えば七三一部隊の「人体実験をせよという命令」といっても戦争法規の審判にたいして正当化できないのである。

*** 「ヒポクラテスの誓い」への追加条項**

1975年、国連総会では「平和のため人類のために科学技術を利用する宣言」を採択している。この宣言は自然科学と社会科学の統一、科学と倫理の統一の追求の大切さを指摘したものである。1983年の核戦争阻止国際医師会議第三回総会でも特別決議「ヒポクラテス

の宣誓への追加条項」を公表している。それは「二十世紀の医師として私は、核兵器は私の職業に対し、前例のない大きな問題をつきつけたことを、そして核戦争は人類最後の疫病となるであろうことを認識する。私は核戦争防止のために私の力の及ぶ限りの努力をする決意である」である。唯一の被爆国の医師、医学者としては「核戦争防止のために、私の力の及ぶ限りの努力」することが、私たちの社会的責務・倫理なのである。

[引用文献]

- 1) 日本医師会雑誌 24 (11)、1950.11。
- 2) 日本医師会雑誌 26 (1)、1951.7。
- 3) 15 戦争と日本の医学医療研究会会誌、1 巻 2 号、2001.5。
- 4) 同上、2 巻 1 号、2001.10、2 巻 2 号、2002.5。
- 5) 核戦争に反対し核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどい編、「核のない世界へ」、平和文化社、2003.11。

詰将棋

出題 九段 西村一義

初級クラス
(ヒント)
上部に逃がさない工夫……。
(7手詰) 10分で3級。

解答は60ページ(連合)

詰碁

出題 九段 石樽郁郎

黒先
(ヒント)
一手目が急所の一着で、無条件に仕留めます。
(5分で一、二級以上)